

I P 通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】 2021年2月1日現在

～2021年1月31日

2021年2月1日～

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

1（略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(3)（略）

(4) 第2種契約のタイプ3-2に係る区分の追加

区分	内容
プラン1～プラン2	(略)
プラン3	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。) に係るもの

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記（略）

附則（平成23年6月16日 N O S 第100186号）

（実施期日）

1（略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年2月21日経企第1302号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(3)（略）

(4) 第2種契約のタイプ3-2に係る区分の追加

区分	内容
プラン1～プラン2	(略)
削除	削除

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

～2020年1月31日

2020年2月1日～

(1) (略)

(2) 定額利用料

ア～ウ (略)

エ タイプ3-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～プラン2	(略)
<u>プラン3</u>	<u>7,800円 (8,580円)</u>

4 この附則実施の際現に、当社がOCN SphereダイヤルアップIP接続サービス利用規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行したものとします。

区分	料金額
<u>OCN Sphere Xpert Hikari (Bフレッツベシックタイプ用)</u>	<u>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</u> <u>第2種契約</u> <u>タイプ3-2</u> <u>プラン3</u>

5～14 (略)

附 則 (平成23年6月16日 NOS第100186号)

(1) (略)

(2) 定額利用料

ア～ウ (略)

エ タイプ3-2のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

区分	料金額
プラン1～プラン2	(略)
<u>削除</u>	<u>削除</u>

区分	料金額
<u>削除</u>	<u>削除</u>

5～14 (略)

附 則 (平成23年6月16日 NOS第100186号)

～2020年1月31日

2020年2月1日～

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(3) (略)

(4) 第2種契約のタイプ3に係る区分の追加

区分	内容
プラン3-2	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1(100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。) に係るもの

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 利用料

ア (略)

イ [タイプ2のコース2のもの](#)

[1 契約者識別符号ごとに](#)

区分	料金額

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年10月15日経企第695号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(3) (略)

(4) 第2種契約のタイプ3に係る区分の追加

区分	内容
削除	削除

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 利用料

ア (略)

イ [削除](#)

～2020年1月31日

2020年2月1日～

プラン4-2

加算額（1分までごとに）

7円（7.7円）

(2) 定額利用料

ア (略)

イ タイプ2のコース2のもの

1 契約者識別符号ごとに

<u>区分</u>		<u>料金額</u>	
<u>プラン4-2</u>	<u>電話重畳のもの</u>	<u>基本額</u>	<u>2,730円（3,003円）</u>
		<u>端末回線料</u>	<u>別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）の(2)のイに定める端末回線料（電話重畳のもの）と同額</u>
	<u>電話非重畳のもの</u>	<u>基本額</u>	<u>2,730円（3,003円）</u>
		<u>端末回線料</u>	<u>料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）の(2)のイに定める端末回線料（電話非重畳のもの）と同額</u>

ウ (略)

エ タイプ3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

(2) 定額利用料

ア (略)

イ 削除

ウ (略)

エ タイプ3のもの

1 契約者識別符号ごとに月額

～2020年1月31日	2020年2月1日～
-------------	------------

区分	料金額
プラン3-2	6,530円 (7,183円)

4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

OCN Dream ナイスドリーム Bフレットオプション（ベーシック タイプ）	第2種オープンコンピュータ通信網サービス に係る契約 第2種契約 タイプ3 プラン3-2
---	--

5～18 （略）

[附 則（平成23年6月16日 NOS第100186号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。](#)

[（経過措置）](#)

[2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成15年12月24日経企第970号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。](#)

[\(2\) 第2種契約のタイプ1のコース1に係る区分の追加](#)

区分	内容

区分	料金額
削除	削除

4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約を開始するものとします。

削除	削除
--------------------	--------------------

5～18 （略）

[削除](#)

～2020年1月31日

2020年2月1日～

プラン1-5

利用料について接続通信時間が料金月単位での累計時間の1分までごとに加算額を計算して適用します。

3 この附則の2に規定する細目及び区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この附則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

	<u>区分</u>	<u>料金額</u>
<u>プラン1-5</u>	<u>基本額（月額）</u>	<u>2,630円（2,893円）</u>
	<u>加算額（1分までごとに）</u>	<u>7円（7.7円）</u>

4 この附則実施の際現に、OCN Dream利用サービス規約（以下この附則において「旧規約」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約者は、この改正実施の日において、右欄の契約を開始するものとします。

<u>OCN Dream ADSL-e</u>	<u>第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約</u> <u>第2種契約</u> <u>タイプ1</u> <u>コース1</u> <u>プラン1-5</u>
-------------------------	---

5 旧規約に基づいて発生した支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

～2020年1月31日

2020年2月1日～

6 旧規約にてその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、
なお従前のおりとしします。

附 則（平成23年6月16日 N O S第100186号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(2) （略）

(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加

区分	内容
<u>プラン3-3</u>	<u>最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものであって、その光アクセス回線が別記2の(1)に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するメニュー5-1（100Mb/s品目のプラン2のものに限ります。）に係るもの。また、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2-5（付加機能利用料）の規定にかかわらず、IPv6トンネリング機能を利用することができないもの</u>

附 則（平成23年6月16日 N O S第100186号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が附則（平成19年10月30日 N O S第700706号）に規定している経過措置については、この改正規定実施の日において次に掲げる通り適用します。

(1)～(2) （略）

(3) 第2種契約のタイプ3のコース1に係る区分の追加

区分	内容
<u>削除</u>	<u>削除</u>

～2020年1月31日

2020年2月1日～

3 この附則の2に規定する区分について、次の表に定める料金額を適用することとし、別冊料金表第1表第1（利用料金）1-2（料金額）に追加します。

(1) 定額利用料

ア～イ (略)

ウ タイプ3のコース1のもの

1 契約者識別番号ごとに

区分	内容
プラン3-3	4,800円 (5,280円)

4～6 (略)

7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

OCN for ヴィパレット Bフレッツアクセス (ベーシックタイプ)	第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る契約
OCN for ヴィパレット ベーシック	第2種契約
OCN for ヴィパレット ベーシックセキユア	タイプ3
	コース1
	プラン3-3

8～18 (略)

区分	内容
削除	削除

4～6 (略)

7 この附則実施の際現に、当社がOCN for ヴィパレット (C)、(L) サービス利用規約およびOCN IPフォン for ヴィパレットサービス利用規約の規定により締結している次の表の左欄の契約は、平成23年10月17日より、それぞれ、この附則に定める同表の右欄の契約に移行するものとします。

削除	削除
--------------------	--------------------

8～18 (略)

～2020年1月31日

2020年2月1日～

附 則（平成23年10月17日 N S才第100133号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ア （略）

イ タイプ2に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
タイプ2 コース2 プラン4-2	タイプ2 コース2 プラン4

備考

1～3（略）

4 [タイプ2のコース2のプラン4について、移行前のタイプ2のコース2のプラン4-2を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに、750円（825円）を減額して適用する。](#)

ウ タイプ3に係るもの

附 則（平成23年10月17日 N S才第100133号）

（実施期日）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

ア （略）

イ タイプ2に係るもの

第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
削除	削除

備考

1～3（略）

4 [削除](#)

ウ タイプ3に係るもの

～2020年1月31日		2020年2月1日～	
第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約	第2種オープンコンピュータ通信網 サービスに係る契約
<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>プラン3</u>	<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>メニュー2</u> <u>プラン3</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>プラン3-3</u>	<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>メニュー2</u> <u>プラン3</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>タイプ3</u> <u>プラン3-2</u>	<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>メニュー2</u> <u>プラン3</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>タイプ3-2</u> <u>プラン3</u>	<u>タイプ3</u> <u>コース1</u> <u>メニュー2</u> <u>プラン3</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
備考 1～5 (略)		備考 1～5 (略)	

～2020年1月31日

2020年2月1日～

6 [タイプ3のコース1のメニュー2のプラン3](#)について、移行前に次の表の左欄の契約を締結していた者は、定額利用料から1契約ごとに同表の右欄の減額を適用する。

タイプ3 コース1 プラン3-3	3,000円 (3,300円)
タイプ3 プラン3-2	1,270円 (1,397円)

6 [削除](#)

工 (略)

附 則 (平成30年6月12日 NS才第00355381号)

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスタイプ3 (コース1のメニュー1のプラン7並びにメニュー2の[プラン3](#)、プラン4及びプラン5を除きます。)に係るIPv6 (IPoE) 方式による通信は、この改正規定実施の日以後、当社が別に定める方法により順次提供を開始します。

3～5 (略)

附 則 (平成30年6月12日 NS才第00355381号)

(実施期日)

1 (略)

(経過措置)

2 第2種オープンコンピュータ通信網サービスタイプ3 (コース1のメニュー1のプラン7並びにメニュー2のプラン4及びプラン5を除きます。)に係るIPv6 (IPoE) 方式による通信は、この改正規定実施の日以後、当社が別に定める方法により順次提供を開始します。

3～5 (略)

～2020年1月31日

2020年2月1日～

附 則（令和2年12月17日 P S事推第00724316号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>第2種オープンコンピュータ通信網</u>	<u>第2種オープンコンピュータ通信網</u>
<u>サービス</u>	<u>サービス</u>
<u>タイプ3</u>	<u>タイプ3</u>
<u>コース1</u>	<u>コース1</u>
<u>メニュー2</u>	<u>メニュー2</u>
<u>プラン3</u>	<u>プラン1</u>

3 前項において、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線（東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン1若しくはプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る電気通信サービスの提供を継続する間、当社はその光アクセス回線を第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1のメニュー2のプラン1に係るものに限ります）は契約者回線等として取り扱います。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前の通りとします。

～2020年1月31日	2020年2月1日～
	<p>5 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>